

## WTO 農業協定におけるグリーン・ボックス補助金の活用について

TPP への交渉参加に反対する論拠として、東北地方を中心に、同地域の産業が大震災や巨大津波の影響を受けたことが取り上げられることがあるが、WTO の『補助金及び相殺措置に関する協定』及び『農業に関する協定』によれば、少なくとも農業・畜産業については、他の加盟国から非難されたり、当該地域からの輸出品に相殺関税等の対抗措置が課されることなく、被災地の農家に対し、補助金を供与することが出来ると考えられる。

補助金協定における「補助金」は、①禁止補助金（レッド：赤）、②相殺可能な補助金（イエロー：黄）、③相殺不可能な補助金（グリーン：緑）の3つに分類され、貿易相手国から対抗措置を採られることのないグリーン補助金には、「領域内の不利な立場にある地域に対して与えられる援助(8.1条(b))」との記載があり、先般の震災・津波のみならず原発被害を受けた特定地域の様々な産業や企業に供与する補助金にも適用できる可能性があったが、グリーン補助金の規定は1999年に廃止されており、同規定の適用による農業以外の産業への公的経済支援は不可能になってしまった。

一方、農業協定においても、国内助成(domestic support)は、①グリーン・ボックス (green box: 加盟国間の削減約束から除外される助成)、②ブルー・ボックス (blue box: 減反等生産調整のための直接支払)、③イエロー・ボックス (yellow box: 増産効果があるため加盟国間で削減約束の対象となる助成)に3分類されるが、グリーン・ボックスの範疇には「自然災害に係る救済のための支払(農業協定 Annex 2 第8項)」との項目があり、こちらの規定は未だ有効である。したがって、被災地の農業・畜産業については、国内における政治判断によって、WTO 協定に違反することなく、正々堂々と補助金を提供することが可能である。

尚、現時点で実際に国内の農家に提供されている戸別所得補償は、ブルーとイエローの補助金を組み合わせた制度と考えられ、グリーン・ボックス補助金は使われていない。

また、日本が TPP 交渉に参加する場合には、米国他の交渉参加国に対し、被災地域を今後10年間に亘って自由貿易対象外地域とする等の条件交渉を行うことは、大震災から余り時間が経たないうちであればそれほど難しくないと推定するが如何であろうか。

グリーン・ボックスと認められる農業補助金には、自然災害からの救済以外に以下の目的の助成が含まれる。

- (1)研究、(2)有害動植物及び病気の防除、(3)訓練、普及・助言、安全・衛生のための検査、(4)インフラ整備、(5)食料備蓄、(6)国内食料援助、(7)生産者に対する直接支払(付帯条件あり)、(8)生産に関連しない収入支援、(9)廃業支援、(10)構造調整のための投資援助、(11)環境施策による支払、(12)地域援助施策による支払。

韓国は米国との FTA 合意を受けて、国内農業対策として、①被害補填(直接支払金、廃業支援など)、②競争力強化(品質高級化、構造体質改善、インフラ構築など)、③所得基盤の拡充(地域産業育成、農工団地の造成)の3つの支援策から構成される対策を講じたが、①にはグ

リーン・ボックス補助金の(7)生産者に対する直接支払、(8)生産に関連しない収入支援、(9)廃業支援が、②には(4)インフラ整備と(10)構造調整のための投資援助、③には(12)地域援助施策による支払や(10)構造調整のための投資援助が該当すると考えられ、グリーン・ボックス補助金の積極的活用を意図している様に見える。